

「食品ロス削減推進サポーター」制度にかかる説明会 質疑回答

2022年3月18日時点

| NO | カテゴリー | 自治体からの質問 | 消費者庁からの回答 |
|----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 説明会資料 | 資料「サポーターによる活用のポイント等」を共有してほしい | 後日、共有いたします。 |
| 2 | 説明会資料 | 県内市町村に当該制度を情報提供するに当たり、説明会の資料を市町村あて共有してもよいか | 県内市町村に、情報共有いただいて問題ありません。 |
| 3 | ガイドブックについて | ボリュームが多いのではないかと | ガイドブックは、サポーターになる上で必要な知識として、食品ロス削減の様々な手法や、イメージしやすいよう多くの事例を網羅的に掲載しており、サポーターが知識を深める教科書となっています。 実際に、サポーターが住民等に講座を行う場面では、消費者向けであれば、消費者のパートを中心に、事業者向けであれば、事業者のパートを中心に説明いただきたいと考えます。 |
| 4 | ガイドブックについて | ガイドブックのダイジェスト版を作る予定があるか | 来年度作成予定です。 |
| 5 | ガイドブックについて | 概要版があれば、講座やりやすくなる | 現時点では、消費者庁ホームページに掲載している「食品ロス削減ガイドブック（PDF版）」から、必要な部分も抜粋してお使いいただくことが可能です。 |
| 6 | ガイドブックについて | 実際に使う教材については、ベースとなるものは国が作成したガイドブックを、地域の特性にあった教材は、自治体独自で更新するのがよいと思うがどうか | ぜひお願いいたします。 サポーターには、幅広い知識として、網羅的に掲載したガイドブックを参考としていただき、サポーターが講義をする際には、独自の資料を使って行っていただくことも可能と考えます。 |
| 7 | ガイドブックについて | 部数が限られており、市町村に配付すべきか、サポーターに渡すべきか悩むところである | ガイドブックは、サポーターにご活用いただく目的で送付しています。まずは、サポーターになっていただける団体等をご検討いただき、その団体へ配布をお願いします。依頼の説明の際に、ガイドブックをお渡しいただくことは可能です。 ご協力いただける団体について、市町村が深くかかわっているのであれば、市町村を經由してサポーターにお配りいただければと考えます。 |
| 8 | ガイドブックについて | 増刷の予定はあるか | 現在、多少の在庫がある場合には、追加希望があれば提供可能です。 増刷については、ご希望に応じて行いたいと考えておりますので、消費者庁へご連絡をお願いいたします。 |
| 9 | 制度について | 講座の時間をどのように想定しているのか | サポーター育成講座は、1時間30分～2時間を想定しています。 徳島県におけるパイロット講座では、事前に、ガイドブックを読んでいただいた上で、講座に参加いただきました。その上で、食品ロスの基礎知識、消費者にできること、事業者にできること、などのポイントを説明しています。講座は1時間30分、加えて試験・アンケートにお答えいただいたため、合計2時間となっています。 |
| 10 | 制度について | サポーター制度について、制度にとらわれず、自治体独自で対応してもよいか 例えば、試験を無くしたり、認定証を発行しない形で、ハードルを下げて、誰でも実施できるよう柔軟に対応したい | 消費者庁としては、来年度にサポーター登録2000人を目指していますが、食品ロスの削減が一番の目的ですので、柔軟に対応いただいて問題ありません。 |
| 11 | 制度について | この制度について、必ず実施しなければならないものか | 既に各自治体・団体で取組をいただいているものと思いますので、必ず実施しなければならないものではありません。 ただし、食品ロス削減推進法の基本方針にも記載のあるとおり、食品ロス削減に向けて、人材を育成し、食品ロス削減の普及啓発を行っていく、また我が事として取り組んでもらうよう国民を増やすことが必要であるため、当庁では本制度を進めていきたいと考えております。 |
| 12 | 制度について | 試験については、ハードルが高いと、自治体での採点が難しいのではないかと | 徳島県におけるパイロット講座の際には、ガイドブックを読めば分かるレベルの穴埋め問題としました。例えば、商慣習、消費・賞味期限の表示の理解についてです。 小論文についても、今後、サポーターとして活躍する際の目標を書いてもらっており、特段ハードルが高いものではないと考えております。 |

「食品ロス削減推進サポーター」制度にかかる説明会 質疑回答

2022年3月18日時点

| NO | カテゴリー | 自治体からの質問 | 消費者庁からの回答 |
|----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 制度について | サポーターになるメリットを伝えないと、広がらないと思うがどうか | <p>消費者庁としては、サポーターになっていただくことが想定できる方として、食生活改善推進員、食育インストラクター、環境活動団体のボランティア、学校の先生など、従来から関係する分野で活躍している方々を対象としています。その上で、認定証や認定バッジをお渡しすることで活動しやすくできればと考えています。</p> <p>また、サポーターとして活動いただくことで、SDGs や社会貢献活動のリーダーとなって活躍できるというメリットがあると考えます。</p> <p>加えて、ガイドブック等を基に、食品ロスに関する知識を身に付けることにより、食育、エシカル消費、資源循環、環境、節約の観点でも理解を深めることができ、今後の活動の幅が広がると考えます。</p> <p>活動状況によっては、顕著な功績をあげた者として表彰（食品ロス削減推進大賞）を受けることができる可能性もあります。</p> |
| 14 | 制度について | 消費者庁が講師となって講座を開催するのは、いつごろか | <p>来年度に実施することを検討中です。</p> <p>自治体において、協力いただく団体様との調整を行っていただいた上で、ブロックごと（東北・関西・中部など）で講師を派遣して実施することを想定しています。</p> <p>状況によっては、オンラインも検討します。</p> <p>開催に関する事務連絡については、来年第1四半期中に発出したいと考えております。</p> |
| 15 | 制度について | 食品ロス削減推進サポーターの養成講座につきましては、政令市以外の市町村が開催し、認定する形式でも特に問題ないという理解でよろしいでしょうか | <p>指定都市以外の市町村が開催し、認定する形式でも問題ございません。</p> <p>ただし、年1回程度、政令市以外の市町村の活動を取りまとめ、都道府県から消費者庁に報告をいただきたいと考えております。</p> |
| 16 | 制度について | 食品ロス削減推進サポーターには実際に活動していただくことが重要であると考えますが、市町村等が養成講座を実施して認定し、国に登録されたサポーターの活動実績につきましてはどのような形で把握される予定でしょうか | <p>報告いただいた内容は、講師派遣等の情報として、消費者庁ホームページに掲載することを検討しています。</p> |
| 17 | 制度について | サポーターの認定は自治体・国どちらで行うのか | <p>本制度のサポーター認定は、国で行います。</p> <p>自治体独自の制度がある場合は、それを妨げるものではありません。</p> |
| 18 | 制度について | 簡易試験は地方自治体で作成するのか、小論文の採点基準は | <p>消費者庁が問題を作成します。ガイドブックの中からポイントとなる点などを問題にする想定です。問題と解答もあわせて、当庁からお送りするので、採点は開催自治体、または団体の講師に実施していただければと考えてます。</p> <p>小論文は参考程度の扱いです。サポーターとしての活動目標を記載いただけます。</p> <p>問題、小論文とも合格ラインを設ける予定はございません。</p> <p>問題を誤った部分は、ガイドブックを振り返って確認いただくことで合格とします。</p> |
| 19 | 制度について | 消費者庁主催で各自治体においてウェブで繋いで講義していただけるのか | <p>来年度は、消費者庁職員が講師となって、ブロックごとに派遣する予定です。なお、状況によっては、オンラインも想定しています。</p> |
| 20 | 制度について | サポーターの活動報告は、年に1度となっているが、講座の実施時期はいつごろになるか | <p>来年度の講座の時期は現時点では未定です。</p> <p>サポーターの活動状況などは、定期報告として、年度末などに、アンケート形式で行いたいと考えています。</p> |
| 21 | 制度について | サポーターの登録は、講座の実施都度か | <p>そのとおりです。</p> <p>消費者庁で認定証を発行するので、都度お願いします。</p> |
| 22 | 制度について | 予算について、講座に対する予算は特にとっていないが、どう相談したらいいのか サポーターに対する謝金はないのか | <p>現状、ボランティアでお願いすることになります。</p> <p>自治体では、サポーターの支援として、消費者行政強化交付金を活用することもご検討ください。</p> |
| 23 | 制度について | 強化交付金は、県で予算をとっていないと活用できないことになると思うが | <p>そのとおりです。</p> |
| 24 | 制度について | サポーターを認定した後に、そのサポーターが講座を行って、さらにサポーターを育成していくであっているか | <p>そのとおりです。</p> |
| 25 | 制度について | 簡易試験やとりまとめは都道府県が行うのか | <p>自治体で実施する場合は、そのとおり、お願いいたします。</p> |

「食品ロス削減推進サポーター」制度にかかる説明会 質疑回答

2022年3月18日時点

| NO | カテゴリー | 自治体からの質問 | 消費者庁からの回答 |
|----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26 | 制度について | サポーターに求めるものとして、消費者への働きかけ・助言が求められているが、サポーター制度について、国として世間一般に広く広報していく予定か？それとも各自治体で広報していくのか | 消費者庁では広く一般に周知を行います。地域に根差したサポーター育成を考えているため、自治体でも広報いただければと考えています。 |
| 27 | 制度について | サポーターの対象者は個人をイメージしているか 市町村の担当者は可能か | 個人の方でも、趣旨を理解して活動していただけるのであれば可能です。 市町村の職員の方でも、ご負担でなければお願いします。長く続けていただきたいと思しますので、人事異動の際には後任の方に引継ぎいただければ幸いです。 |
| 28 | 制度について | 自治体職員も、サポーター講習を受ける必要があるのか | 自治体職員も、講座（試験を含む）を受講していただくことで、サポーターになることができます。自治体独自の制度があれば、それに従ってください。 |
| 29 | 制度について | サポーターの認定に期限を設けるのか | 特段設ける予定はありません。 |
| 30 | 制度について | 食品ロス削減推進計画に、サポーター育成について、追加修正するべきか | 既に策定済みの場合は、計画の改変のタイミングで是非加筆するよう御検討下さい。これから策定する自治体においては、ぜひ、記載していただきたいと考えます。 |
| 31 | 制度について | 今回の説明会では、制度の創設により自治体の事務、経費が発生するが、自治体が事務を行う根拠となるような依頼文書等の発出があるか | サポーター育成にあたり、自治体の事務等ご負担があることも含めて、ご理解いただきたいと考え、制度のご説明差し上げました。 事務連絡（依頼）は、本説明会を踏まえて、また今後の講座開催を踏まえ、発出予定です。 |
| 32 | 制度について | 説明では、サポーターの登録は、国の事務とのことでしたが、スライド19ページ「都道府県、指定都市でサポーター登録（年に1回消費者庁へ報告）」というのは、資料の間違いか | 自治体独自の制度を創設する場合は、サポーターの登録は、都道府県、指定都市で行っていただきたいと考えております。 認定証は、消費者庁から発行します。 年間登録数、登録サポーターの活動報告は、年1回程度、消費者庁へ報告いただくことを考えています。 消費者庁では、都道府県・指定都市からの報告を基に、各地域における登録団体数及び各団体のサポーター人数等を、当庁ホームページで紹介することを検討しています。 |
| 33 | 制度について | サポーター登録されている個人の公表はするのか 講師の選定に活用したい | 都道府県のサポーター登録団体名や登録数は、消費者庁ホームページで公表を考慮しておりますが、個人情報保護の観点から個人名については難しいかと考えています。個人の代わりに、自治体名等を紹介することを考えています。 |
| 34 | 制度について | 消費者庁で実施する講座の想定を都市を教えてください | 検討中ですが、ブロックごとの研修を想定しています。 |
| 35 | 制度について | 当自治体では、人材育成事業を来年度計画している、独自で進めることは可能か | 食品ロス削減が目標であることから、形式に拘るものではなく、独自で進めていただいて構いません。今後、一緒に取り組めることがあれば、御相談させていただければと考えます。 |
| 36 | 制度について | 団体を想定しているとあるが、リーダー格の方が講師になり、その団体のリーダーがサポーターとなればそこから下の方はサポーターになれるのか。 各団体で講義をするイメージか | そのとおりです。 一定の知見を持った方にサポーターになっていただきたいければと考えます。 食品ロスの問題や課題の解決手法について理解していただいた上で活動をお願いしたいため、持ち帰って団体の中で伝授していただく方式としたいと考えております。 |
| 37 | 制度について | 食品ロスをメインに活動していない団体にも協力いただくことになるが、団体へのサポーター協力の方法としては、サポーターになる希望者にガイドブックを配る形なのか 広く普及するためにはガイドブックを配ってから、サポーター講座に参加希望を募るのが集まりやすいのではないか | 各自治体がやりやすい方法でご対応いただいても構いません。こういった形でも、ご協力いただける団体を集めていただければと思います。 |
| 38 | 制度について | 一般にも印刷物を配布するのか | 食品ロス削減の網羅的な教科書（印刷物）の配布は、あくまでサポーター向けを想定しています。 サポーターが、一般の方（消費者、企業等）向けに講座を行う際は、消費者庁HP等に掲載しているPDFから、対象となる方に訴求したい部分を抜粋して配布する、または自治体で用意されている啓発資材等を活用いただければと考えます。 |
| 39 | 制度について | 当自治体では、食品ロス削減マイスター人材育成・派遣を計画している。そのため県で知識がある方を認定した場合も、改めてこの講座を受講する必要があるのか 講義はどのくらいの時間を想定しているか | 自治体が開催するマイスター制度で認定を受けた方 = 当庁がいう食品ロス削減推進サポーターという位置づけとしていただいても問題ありません。 自治体が認めることにより、当庁の試験・小論文等は省略できます。 |

「食品ロス削減推進サポーター」制度にかかる説明会 質疑回答

2022年3月18日時点

| NO | カテゴリー | 自治体からの質問 | 消費者庁からの回答 |
|----|--------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 40 | 制度について | 徳島県のパイロット講座の際に実施された試験の内容を共有できるか | 別添Word「サポーター育成講座試験（4問・パイロット講座使用）.docx」のとおりです。 今後、試験問題は再度検討する場合があります。また、いくつかパターンを作ることも考えられます。 |